

京都大学公印規程及び京都大学事務委任等規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学公印規程 (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に掲げる者（以下「公印制定者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 総務部総務課長</p> <p>(2) 副学長の印 教育推進・学生支援部学生課長</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長、<u>監査担当事務室長</u> 又は公正調査監査室長</p> <p>(4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する共通事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>監査担当事務室</u> 及び公正調査監査室（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 総長は、学部長 <u>及び</u> 研究科長に、それぞれ当該学部 <u>又は</u> 研究科への入学志望者の入学の許可、不許可を決定する権限を委任する。ただし、京都大学通則（昭和28年達示第3号。次条において「通則」という。）第14条又は第41条（第53条の15及び第65条において、これらの規定を準用する場合を含む。）に規定するものについては、この限りでない。</p> <p>第7条 通則第24条（第53条、第53条の15及び第65条において同条を準用する場合を含む。）に規定する学部学生、大学院学生等の退学の許可、不許可の決定については、それぞれ当該学部長 <u>又は</u> 研究科長が専決するものとする。</p>	<p>(公印の作成等)</p> <p>第3条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該部長が指定する課長、プロボストオフィス室長又は公正調査監査室長</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>2</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロボストオフィス及び公正調査監査室（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>第6条 総長は、学部長、<u>研究科長</u> <u>及び</u> <u>国際高等教育院長</u> に、それぞれ当該学部、<u>研究科</u> <u>又は</u> <u>国際高等教育院</u> への入学志望者の入学の許可、不許可を決定する権限を委任する。ただし、京都大学通則（昭和28年達示第3号。次条において「通則」という。）第14条又は第41条（第53条の15及び第65条において、これらの規定を準用する場合を含む。）に規定するものについては、この限りでない。</p> <p>第7条 通則第24条（第53条、第53条の15及び第65条において同条を準用する場合を含む。）に規定する学部学生、大学院学生等の退学の許可、不許可の決定については、それぞれ当該学部長、<u>研究科長</u> <u>又は</u> <u>国際高等教育院長</u> が専決するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第8条 学部長 <u>及び</u> 研究科長は、前2条の規定により、学部 <u>若しくは</u> 研究科への入学志望者の入学の許可を決定し、又は学部学生、大学院学生等の退学の許可を決定したときは、そのつど、当該許可を決定された者の氏名及びその決定の年月日を、総長に報告しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程(平成27年達示第72号)の定めるところにより、部局(事務本部を含む。)の長(事務本部にあつては <u>公正調査・安全推進担当副学長</u> とする。)に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8条 学部長、<u>研究科長 及び国際高等教育院長</u>は、前2条の規定により、学部、<u>研究科 若しくは国際高等教育院</u>への入学志望者の入学の許可を決定し、又は学部学生、大学院学生等の退学の許可を決定したときは、そのつど、当該許可を決定された者の氏名及びその決定の年月日を、総長に報告しなければならない。</p> <p>第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程(平成27年達示第72号)の定めるところにより、部局(事務本部を含む。)の長(事務本部にあつては <u>研究担当の理事</u> とする。)に委任する。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>